

この欄には  
書かないで  
ください。

通信日付印の年月日	(確認)			名簿番号
年 月 日				



## 一団の宅地等の用に供する旨の確約書

譲渡者	住所			
	氏名			
土地等の種類	土地等の所在地	数量	買取り年月日	買取り価額
		m <sup>2</sup>	. .	円
			. .	
			. .	
			. .	
<p>上記の土地等は、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する確定優良住宅地等          予定地のために買い取ったものであり、その土地等を令和_____年12月31日までに、</p> <p>※          同法第31条の2第2項第_____号の</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一団の宅地</li> <li>・一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅</li> <li>・住宅又は中高層の耐火共同住宅</li> </ul> </div> <p>の用に供することを約します。</p>				
土地等の 買取り者	住所又は所在地			
	フリガナ			
	氏名又は名称			

# 一団の宅地等の用に供する旨の確約書

## 1 使用目的

この確約書は、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する確定優良住宅地等予定地のための土地等の譲渡であることを、租税特別措置法施行規則第13条の3第8項の規定により、土地等の買取りをする者が確約するために使用するものです。

なお、土地等の買取りをした者は、譲渡者にこの確約書を交付し、当該交付を受けた譲渡者は、当該確約書を申告書に添付してください。

(注) 土地等の買取りをした者が既に租税特別措置法施行令第20条の2第23項に規定する所轄税務署長の同項又は同条第25項若しくは第26項の承認を受けて当該所轄税務署長の認定した日の通知を受けている場合には、この確約書ではなく、その通知に係る文書の写しを申告書に添付してください。

## 2 記載要領等

- 「土地等の種類」欄については、宅地、借地権、田、畑等に区分して記載してください。
- 「買取り価額」欄については、取得した土地等の対価として支払うべき金額を記載してください。
- 本文中の「令和\_\_\_\_年12月31日までに、」欄については、その土地等を譲渡した日から同日以後2年を経過する年を記載します。
- 本文中の※欄については、下表を参考にして該当条項を記載してください。
- 本文中の〔 〕欄については、下表の「適用条文の内容」を参考にして該当する文字を○で囲んでください。

(参考) 租税特別措置法第31条の2第2項各号の譲渡時期別一覧表

適用条文の内容	譲渡した年月日	
	令和2年3月31日以前	令和2年4月1日以後
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第12号	
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可(※)を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)		第13号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (都市計画法第29条第1項の許可を要しない場合において住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)		第14号
一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)		第15号
住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (仮換地の指定の効力発生の日から3年を経過する日の属する年の12月31日までに住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)		第16号

※ 令和5年4月1日以後に行った譲渡に係る開発許可については、都市計画区域のうち以下の区域内において行われる開発行為に係るものに限られます。

- 市街化区域
- 市街化調整区域
- 区域区分に関する都市計画が定められていない都市計画区域のうち用途地域が定められている区域